

令和 年 月 日 愛媛県今治市長 殿	整理番号	
住所 〒	フリガナ	
	氏名	
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

添付書類貼付欄

下記書類が確認できるように、コピーして、枠内に貼り付けてください。

確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号（マイナンバー）がはっきりと見える状態で貼り付けてください。
この枠よりも大きなサイズの書類は貼り付けせず、A4もしくはB5サイズにコピーしてそのまま同封ください。

個人番号確認書類	本人確認書類
・マイナンバーカード（裏面） ※個人番号のある面 ↓マイナンバーカードをお持ちでない場合は↓ ・マイナンバー通知カード ・ <u>個人番号が記載された住民票</u> 上記いずれかのコピー	・マイナンバーカード（表面） ※顔写真のある面 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳（カード型） ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳（カード型） ・在留カード ・特別永住者証明書 上記いずれかの顔写真付き書類のコピー ※住所変更等の追記が裏面にある場合は、裏面も貼付してください。 ※顔写真なしの本人確認書類の場合は、2種類必要です。

※寄附をした年の翌年1月10日（必着）までに、提出してください。

※本書類は提出不要です

申告特例申請書 郵送先

申請書と確認書類は、寄附をした年の翌年1月10日（必着）までにご提出ください。

↓点線で切り取り、封筒に貼付してください↓

※※※郵送の前に、今一度ご確認ください※※※

記入漏れや必要書類の添付漏れ、書類不備があると申請を受け付けることができません

内容物のチェック欄

- 申請書
- 個人番号確認書類（コピー）
- 本人確認書類（コピー）

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
今治市役所 ふるさと納税担当 行

【ワンストップ特例申請書類 在中】

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知についてのご案内

<当市でのワンストップ受付状況は、申請方法に関わらず、自治体マイページでもご確認いただけます>

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。

↓マイナンバーカードをお持ちの方へ↓

オンラインワンストップ申請もご利用いただけます

※オンライン申請の場合は、書面での申請書類の郵送は不要です※

自治体マイページQRコード

<https://mypg.jp/>



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や本人確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、いずれかの方法で申請願います。